二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
陽皐二八一七・二八七八の一・五九七九の一・五九七九の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三五七八の一、三五七八の二、四四二四の四、五九七九の一六から五九七九の二二まで、睦沢九八九二、九八九四の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市美麻字家浦二五九四六の一、字家ノ前二六一〇四の一、字甚蔵二六三二〇のイ、字小岩嶽二六三二〇のロ、字尾花山一五六〇一、一五六〇二の一、一五六〇三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
3　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡下條村睦沢五〇、五四の一、陽皐三五八一の一、三七七七、三七七八、三九三八、四八八八の四、四八八八の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
睦沢五四の一（次の図に示す部分に限る。）、五〇、陽皐三五八一の一、三七七七、三七七八、三九三八
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県北設楽郡設楽町川向字横萩一の一五〇・一の一六九・一の一八八（以上三筆国有林）、二二の二、一の三七、一の一〇八、一の一一〇、一の一二二、一の一一四、一の一九二、字藤薮一の七、一の八、二の一、字梨子谷下二二の二・二二の三（以上二筆国有林）、二二の一、字スベリ道一一の二・一一の三（以上二筆国有林）、一一の一、一二、一三、字不動山一、二、字タキノ上一の八（国有林）、一の二、四の二、四の九、五の二、六の二、六の六、大名倉字柏ノ久保三、四、五の一、五の二、東納庫字ナガ子三の一（次の図に示す部分に限る。）、一一の一、字長尾三の七から三の一二まで、三の二七、字岩タケ四の三（次の図に示す部分に限る。）、田峯字古田一の五から一の一三まで、一の一六から一の一八まで、一五、豊邦字後地一五の一、字神谷沢二〇の五、二一の一、三都橋字沢谷二から四まで、津具字茶臼山四、七の八五から七の八七まで、七の八九、七の一四三、字油戸三二の三、字上大地畑一一の七、一一の一七、一一の一八、字滝ノ沢三の四、三の五、三の三九、三の四二、豊根村坂宇場字横平七二の二四六・七二の二五二・七二の二五三（以上三筆国有林）、七二の九三、七二の二三、七二の二三一、七二の二五五、字須栃四の一四、四の一七、四の二五、四の二六、五の一から五の四まで、字向三二の一三・三二の一四（以上二筆国有林）、三二の六から三二の一二まで、三二の一五、三二の一六、下黒川字檜皮野三二の一、三二の二、三三の一から三三の四まで、三七、古真立字僧光寺一〇の一、富山字瀬戸二九、三九の一、四〇、四〇の一、字漆島二八の一、二九、三〇、字正森一〇の一、東栄町大字振草字下粟代日向二の三、一一、字下粟代下ツ沢三七、大字御園字真地沢四の四、六の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十二年七月一日農林省告示第九百九十二号（六に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに土佐清水市役所及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、邑南町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
邑南町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備